平成 24 年度公共事業等事前評価調書（簡易型）

（土石流被害の防止による評価）　　（区分）　国補

事業名	復旧治山事業（通常）	事業箇所	南巨摩郡　南部町　下佐野	地区名	南沢川（みなみさわがわ）	事業主体	山梨県

(1)事業概要

①課題・背景

本箇所は、南巨摩郡南部町下佐野地区に位置する一級河川佐野川の右支流であるが、平成23年9月の台風15号による集中豪雨により山腹崩壊が発生し、渓流内に不安定土砂が堆積し、土石流発生のおそれが高まったため、土砂流出防止対策を早急に実施、下流保全対象の保護を図る必要がある。

②整備目標・効果

□主要目標

○土石流被害の防止

保全対象	人家5戸、町道800m	
緊急度・危険度	17 ≧ 10 点	※
被害軽減額	406 ≧ 340 百万円	※

（※：評価基準値）

□副次目標

ー

□副次効果

ー

(2)整備内容と整備量

①整備内容	谷止工5基、山腹工0.2ha
②整備期間	平成25年度～平成27年度
③総事業費	約150百万円（国費75百万円（1/2）　県費75百万円（1/2））
④全体計画	平成25年度　谷止工2基　50百万円 平成26年度　谷止工2基　50百万円 平成27年度　谷止工1基、山腹工0.2ha　50百万円
⑤既整備内容・期間・事業費	昭和60年度　谷止工1基　17百万円 昭和61年度　谷止工1基　24百万円 昭和62年度　谷止工2基　26百万円 昭和63年度　床固工1基　9百万円 平成1年度　流路工　20百万円

(3)事業の妥当性評価

	妥当	妥当でない
①公共関与の妥当性（行政が行うべき事業か）	○	
・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当		
②事業執行主体の妥当性（県が行うべきか）	○	
・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備		
③経済妥当性	○	
費用便益費　便益（B）／費用（C）= 11.20 ＞1.0		
・便益（B）= 1554 百万円　・費用（C）= 139 百万円		
④事業実施・規模の妥当性	○	
・流域内は治山堰堤5基が整備されているが、渓床内には不安定土砂が堆積している。なお、砂防等同等施設の計画はない。		
⑤整備手法の有効性	○	
・保安林機能の回復を図ること目的から治山事業による整備が有効		
⑥環境負荷への配慮	○	
・切土盛土法面は緑化し、裸地は残さない ・使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を低減する		
⑦事業計画の熟度	○	
・地元南部町からの強い要望あり		

＜妥当性評価＞

・7項目全て妥当であることから、妥当と判断する

(4)事業間優先度評価

・貢献度ランク：a　副次効果ランク：2　優先度評価：I

(5)総合評価	○	
・(3)及び(4)の結果から実施		

【事業位置図等】

省　略